

申請書・法定添付書類等一覧表(農地法第4条・農地法第5条申請用資料)

	書 類	備 考	チェック欄
①	申請書	●正本2部必要	
②	法人登記事項証明書	●申請者が法人の場合、必要。	
③	法人定款又は寄付行為の写し	●申請者が法人の場合、必要。	
④	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	●登記簿上の住所と現住所が異なる場合 →住所移転が明らかになる書類(住民票、戸籍の附票)	
		●相続登記未了の場合 →相続関係が確認できる戸籍謄本、遺産分割協議書 (又は遺産放棄書)の添付	
		●遺産分割未了の場合 →申請者以外の相続人全員の同意書が必要	
⑤	位置図及び周辺状況図	●位置図:縮尺1万分の1ないし5万分の1程度 ●近隣の状況が分かるもの:2,500分の1程度	
⑥	字図(又は地籍調査図)	●申請地を赤で表示すること。	
⑦	配置図(土地利用計画図)	●縮尺5百分の1ないし2千分の1程度。 建物・施設の面積、位置を明示すること。	
⑧	排水計画図	●給水、排水(排水は、雨水、汚水、雑排水別ごと)に図示を行 うこと。流れについては、色を付けて表示すること。	
⑨	事業計画書		
⑩	資金計画書	●事業計画書と兼用可。	
⑪	資金証明書	例)残高証明書、融資証明書、補助金の内示(写)等	
⑫	転用行為の妨げとなる権利を 有する者の同意書	例)共有の所有権者、地上権者、永小作権者、使用貸借権者、 賃借権者、地役権者など。	
⑬	土地改良区意見書	●申請地が土地改良区の場合に必要。 30日超で得られない場合は、その事由を記載した書面 でも可。	
⑭	単独申請が出来る場合に該当 することを証する書面	例)判決文や落札証明書等	
⑮	排水同意書		
⑯	(根) 抵当権者の同意書	●債権額(限度額)がごくわずか(100万円程度)である等転用 事業に支障を及ぼさないと判断される場合は、添付不要。	
⑰	仮登記権者の同意書		
⑱	農振計画における農用地区域に含ま れていない旨の市町村長の証明		
⑲	公用財産払下げ、付替え等の 手続き書類		
⑳	他法令の許認可の手続き状況を記 載した書類		
㉑	住民票	●譲受人分	
㉒	印鑑証明書	●譲渡人分	
㉓	確約書	●転用目的以外に使用しないことを確約する文書となります。	
㉔	委任状	●代理人(含:行政書士等)による申請時に必要。 委任状の氏名は、自筆によること。	
㉕	その他必要な書類	●確認書(代理人による申請作成時に必要) ●追認の場合(始末書、現場写真など) ●一時転用の場合(貸借契約書の写し、原状回復誓約書) など	

※②～⑭の書類につきましては、法定添付資料となりますので、該当する場合は必ず添付をお願いします。
なお、⑮～⑳の書類につきましては法定添付資料ではありませんが、審査上原則として添付を求める書類と
なりますので、法定添付資料同様、申請内容に応じて添付をお願いします。

※添付書類については、正本・副本各1部必要となります。